

2 建第 1895 号
令和 3 年 3 月 31 日

(公社) 愛媛県建築士会会長
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長
(一社) 愛媛県建設業協会会長
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長
(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会会長
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部本部長

様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長
(公印省略)

愛媛県手数料条例（建築基準法等手数料）の改正について

日頃より、本県の建築行政の遂行に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、人件費等経費の見直しに伴い、愛媛県手数料条例（平成 12 年愛媛県条例第 3 号）を改正し、別添のとおり、建築基準法に規定する申請等（建築基準法、省エネ法、低炭素、長期優良住宅に係る申請）に係る手数料が増額されますので、お知らせします。

なお、愛媛県手数料条例の改正施行日は令和 3 年 4 月 1 日となりますが、改正手数料の適用は、確認申請等事務については市町窓口の受付日、省エネ、低炭素、長期優良住宅に係る申請については各出先機関の受付日で判断することとしております。

(建築基準法、省エネ、低炭素関係)

所 属 土木部 道路都市局 建築住宅課 建築指導係

職氏名 主任 浅野、技師 足立、係長 小沢

T E L (089) 912-2757

F A X (089) 941-0326

E-Mail kenchikujuut@pref.ehime.lg.jp

(長期優良住宅関係)

所 属 土木部 道路都市局 建築住宅課 住宅企画係

職氏名 主任 西高、係長 青木

T E L (089) 912-2760

F A X (089) 941-0326

E-Mail kenchikujuut@pref.ehime.lg.jp

人件費等経費の見直しによる建築基準法関係の手数料の見直しについて

	項 目	現行単価	改訂額	
内 容	建築物確認申請手数料	(500～1,000 m ²)	50,000	51,000
		(1,000～2,000 m ²)	71,000	72,000
		(10,000～50,000 m ²)	352,000	353,000
		(50,000 m ² ～)	682,000	683,000
	建築物完了検査申請手数料	(10,000～50,000 m ²)	267,000	268,000
		(50,000 m ² ～)	527,000	528,000
	建築設備又は工作物完了検査申請手数料	(小荷物専用昇降機)	12,000	13,000
	減額して定める建築物完了検査申請手数料	(500～1,000 m ²)	49,000	50,000
		(10,000～50,000 m ²)	262,000	263,000
		(50,000 m ² ～)	522,000	523,000
	建築物中間検査申請手数料	(1,000～2,000 m ²)	73,000	74,000
		(50,000 m ² ～)	550,000	551,000
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料		135,000	136,000
	用途地域における建築等許可申請手数料		200,000	201,000
	特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料		88,000 +32,000×(n-2)	89,000 +32,000×(n-2)
	仮設建築物等建築許可申請手数料		135,000	136,000
	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料		88,000 +32,000×(n-2)	89,000 +32,000×(n-2)
	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料		88,000 +32,000×(n-2)	89,000 +32,000×(n-2)
	広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		269,000 +32,000×(n-2)	271,000 +32,000×(n-2)
	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		269,000 +32,000×(n-2)	271,000 +32,000×(n-2)
	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		88,000 +32,000×(n-2)	89,000 +32,000×(n-2)
	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		269,000 +32,000×(n-2)	271,000 +32,000×(n-2)
	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料		269,000 +32,000×(n-2)	271,000 +32,000×(n-2)
	建築物用途変更興行場等使用許可申請手数料		135,000	136,000
※ + : 敷地が3以上の場合は加算、 ※ × : 乗じる、 n : 敷地数				
施行日	令和3年4月1日			

建築関係申請手数料(愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号))

【令和3年4月1日現在】 (※下線部改訂)

1. 確認申請等(建築物)

(単位:円)

	床面積(n) (単位:平方メートル)	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を受けない場合	(中間検査を受けた場合)
建築物	$n \leq 30$	9,000	備考欄② (変更に係る部分の床面積の1/2)	15,000	14,000	(14,000)
	$30 < n \leq 100$	15,000		18,000	17,000	(17,000)
	$100 < n \leq 200$	22,000		25,000	23,000	(22,000)
	$200 < n \leq 500$	29,000		33,000	31,000	(30,000)
	$500 < n \leq 1,000$	<u>51,000</u>		55,000	52,000	<u>(50,000)</u>
	$1,000 < n \leq 2,000$	<u>72,000</u>		<u>74,000</u>	70,000	(66,000)
	$2,000 < n \leq 10,000$	209,000		165,000	166,000	(161,000)
	$10,000 < n \leq 50,000$	<u>353,000</u>		268,000	<u>268,000</u>	<u>(263,000)</u>
	$50,000 < n$	<u>683,000</u>		<u>551,000</u>	<u>528,000</u>	<u>(523,000)</u>

(備考)上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。

①建築物を建築する場合(②に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

②確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

③建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合(④に掲げる場合を除く。)

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

④確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

⑤中間検査の床面積

建築物に関する中間検査の実施(平成13年5月18日告示第1021号)に規定する特定工程に係る部分の床面積

2. 確認申請等(建築設備又は工作物)

(単位:円)

	摘要	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を受けない場合	(中間検査を受けた場合)
建築設備 又は 工作物	建築設備	13,000	8,000	18,000	20,000	(19,000)
	小荷物昇降機	6,000	5,000	12,000	<u>13,000</u>	(12,000)
	工作物	11,000	6,000	13,000	13,000	-

3. 建築許可・認定申請(抜粋)

(単位:円)

建築基準法	摘要	許可・認定
第7条の6第1項第1号	仮使用の認定	<u>136,000</u>
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の認定	31,000
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の許可	37,000
第44条第1項第2号	道路内の建築許可	37,000
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	31,000
第44条第1項第3号	道路内の公共用歩廊等の建築許可	182,000
第48条各項ただし書	用途地域等における建築等許可	<u>201,000</u>
第51条ただし書	特殊建築物等の位置の許可	182,000
第55条第3項	建築物の高さの特例許可	182,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	182,000
第85条第5項	仮設興行場等の建築許可	<u>136,000</u>

人件費等経費の見直しによる省エネ法の手数料の見直し

建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合判定 審査手数料 【非住宅部分】

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	【モデル建物法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
			工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ～ 2000未満	現行	176,500	45,700
	改正	176,800	45,800
2,000 ～ 5000未満	現行	285,600	115,200
	改正	286,100	115,300
5,000 ～ 10000未満	現行	372,900	173,300
	改正	373,500	173,600
10,000 ～ 25000未満	現行	448,000	215,300
	改正	448,700	215,700
25,000 ～	現行	525,500	267,000
	改正	526,400	267,500

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

区分 (面積)	現行 改正	【標準入力法・主要室入力法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
			工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ～ 2000未満	現行	444,700	52,100
	改正	445,500	52,200
2,000 ～ 5000未満	現行	634,600	123,200
	改正	635,600	123,400
5,000 ～ 10000未満	現行	781,600	182,200
	改正	782,900	182,500
10,000 ～ 25000未満	現行	923,800	225,000
	改正	925,300	225,400
25,000 ～	現行	1,053,900	278,300
	改正	1,055,600	278,800

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

(BEST省エネツールについて)

※R2.3.31付 国住建環第274号 国通知(技術的助言) 記 第4より

標準入力法(基準省令第1条第1項第1号イ)の手数料と同額と扱う

人件費等経費の見直しによる省エネ法の手数料の見直し

建築物省エネ法 認定申請手数料 【住戸申請(戸建て・共同住宅等)】 ※戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)		現行 改正	【性能基準】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【仕様基準】 【簡易な評価方法(※)】 法第36条関係(表示認定) (※)フロア入力法・モデル住宅法	
			(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
1戸	~200㎡未満	現行	37,300	5,500	19,200	5,500
		改正	41,700	6,100	21,500	6,100
	200㎡~	現行	41,600	5,500	20,700	5,500
		改正	46,600	6,100	23,100	6,100
2 ~ 4戸	現行	75,000	10,700	35,900	10,700	
	改正	83,900	11,900	40,200	11,900	
5 ~ 15戸	現行	124,900	22,300	62,100	22,300	
	改正	139,800	24,900	69,400	24,900	
16 ~ 45戸	現行	212,700	49,500	112,300	49,500	
	改正	238,200	55,300	125,700	55,300	
46 ~	現行	305,300	88,600	170,200	88,600	
	改正	341,700	99,000	190,400	99,000	

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様

建築物省エネ法 認定申請手数料 【棟申請(非住宅部分)】 ※延べ面積区分

(単位:円)

区分 (面積)		現行 改正	【モデル建物法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【標準入力法・主要室入力法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)	
			(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300未満	現行	94,300	10,600	246,000	10,600	
	改正	105,600	11,800	275,600	11,800	
300 ~ 2000未満	現行	157,900	29,300	397,700	29,300	
	改正	176,800	32,800	445,500	32,800	
2,000 ~ 5000未満	現行	255,400	87,100	567,500	87,100	
	改正	286,100	97,500	635,600	97,500	
5,000 ~ 10000未満	現行	333,400	137,700	698,900	137,700	
	改正	373,500	154,200	782,900	154,200	
10,000 ~ 25000未満	現行	400,600	173,800	826,100	173,800	
	改正	448,700	194,600	925,300	194,600	
25,000 ~	現行	470,000	217,100	942,400	217,100	
	改正	526,400	243,200	1,055,600	243,200	

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様 (BEST省エネツールについて)

※R2.3.31付 国住建環第274号 国通知(技術的助言) 記 第4より
標準入力法(基準省令第1条第1項第1号イ)の手数料と同額と扱う

人件費等経費の見直しによる低炭素法の手数料の見直し

表1 低炭素建築物 認定申請手数料【住戸申請(戸建て・共同住宅等)】 戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)	現行 改正	法第53条関係		法第55条関係	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
1戸	現行	37,800	5,500	18,900	2,800
	改正	41,700	6,100	20,900	3,100
2 ~ 5	現行	76,000	10,800	38,000	5,400
	改正	83,900	11,900	42,000	6,000
6 ~ 10	現行	106,900	18,200	53,500	9,100
	改正	118,000	20,100	59,000	10,100
11 ~ 25	現行	150,300	30,100	75,200	15,100
	改正	166,000	33,200	83,000	16,600
26 ~ 50	現行	215,900	50,300	108,000	25,200
	改正	238,400	55,500	119,200	27,800
51 ~ 100	現行	309,700	89,900	154,900	45,000
	改正	342,100	99,300	171,100	49,700
101 ~ 200	現行	420,400	142,700	210,200	71,400
	改正	464,300	157,600	232,200	78,800
201 ~ 300	現行	552,100	181,400	276,100	90,700
	改正	609,800	200,400	304,900	100,200
301 ~	現行	649,400	195,200	324,700	97,600
	改正	717,300	215,600	358,700	107,800

表2 低炭素建築物 認定申請手数料【住棟申請(共用部分)】 延べ床面積区分

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	法第53条関係		法第55条関係	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300	現行	119,900	10,700	60,000	5,400
	改正	132,300	11,800	66,200	5,900
300 ~ 2,000	現行	197,500	29,700	98,800	14,900
	改正	218,100	32,900	109,100	16,400
2,000 ~ 5,000	現行	307,300	88,300	153,700	44,200
	改正	339,500	97,500	169,800	48,800
5,000 ~ 10,000	現行	394,500	139,600	197,300	69,800
	改正	435,800	154,200	217,900	77,100
10,000 ~ 25,000	現行	471,400	176,200	235,700	88,100
	改正	520,700	194,600	260,400	97,300
25,000 ~	現行	549,100	220,200	274,600	110,100
	改正	606,500	243,200	303,300	121,600

表3 低炭素建築物 認定申請手数料【棟申請(非住宅部分)】 延べ床面積区分

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	法第53条関係		法第55条関係	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300	現行	264,300	10,700	132,200	5,400
	改正	291,700	11,800	145,900	5,900
300 ~ 2,000	現行	420,900	29,700	210,500	14,900
	改正	464,900	32,800	232,500	16,400
2,000 ~ 5,000	現行	598,800	88,300	299,400	44,200
	改正	661,500	97,500	330,800	48,800
5,000 ~ 10,000	現行	734,300	139,600	367,200	69,800
	改正	811,200	154,200	405,600	77,100
10,000 ~ 25,000	現行	865,500	176,200	432,800	88,100
	改正	956,100	194,600	478,100	97,300
25,000 ~	現行	987,800	220,200	493,900	110,100
	改正	1,091,200	243,200	545,600	121,600

人件費等経費の見直しによる低炭素法の手数料の見直し

低炭素建築物 認定申請手数料【棟申請(非住宅部分)】

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	【モデル建物法】 法第53条関係	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
～ 300以下	現行	105,500	
	改正	105,600	
300 ～ 2,000以下	現行	176,500	
	改正	176,800	
2,000 ～ 5,000以下	現行	285,600	
	改正	286,100	
5,000 ～ 10,000以下	現行	372,900	
	改正	373,500	
10,000 ～ 25,000以下	現行	448,000	
	改正	448,700	
25,000 ～	現行	525,500	
	改正	526,400	

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

長期優良住宅建築等計画認定申請審査手数料一覧表（R3. 4. 1改定）

詳しい計算方法は、各地方局、土木事務所で相談して下さい。

建て方別	住棟の戸数	新築基準に係る認定申請審査手数料（円）			増改築基準に係る認定申請審査手数料（円）	
		適合証※1の交付を受けている場合	評価書※2の交付を受けている場合	その他の場合※3	適合証※1の交付を受けている場合	その他の場合※3
一戸建ての専用住宅		12,800	19,600	56,500	16,900	82,400
一戸建ての併用住宅		12,800	19,600	56,500	16,900	82,400
共同住宅等	2～5	25,100	43,200	133,100	31,500	193,500
	6～10	41,400	68,500	212,200	53,200	309,600
	11～25	73,300	126,900	424,900	84,100	611,400
	26～50	111,700	203,500	746,900	142,100	1,094,900
	51～100	179,000	337,600	1,282,300	227,400	1,882,300
	101～200	280,900	588,200	2,347,900	382,000	3,482,500
	201～	344,400	801,100	3,342,400	479,500	4,976,500

※1 住宅品確法に基づく登録住宅性能評価機関において、事前に長期優良住宅の認定基準の一部の審査を受け、この基準に適合していることを証する「適合証」の交付を受けている住宅

※2 登録住宅性能評価機関において、設計住宅性能評価を受け、長期優良住宅の認定基準の一部に適合していることが示されている「設計住宅性能評価書」の交付を受けている住宅。

※3 長期優良住宅認定基準の審査を全て県で行う場合